

平成 31 年度（2019 年度）

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

憲 法

C 日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は 2 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。

## 平成 31 年度（2019 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	憲	法
------	---	---

Xは、地方公務員Aの夫であったが、2000年に一家の生計を維持していたAが死亡した。そこで、Xは、Aの死亡を公務上の災害であると主張して、Y（地方公務員災害補償基金）に対して遺族補償年金等を支給請求したところ、2010年にYは、Aの死亡を公務上の災害と認定したが、Xが地方公務員災害補償法32条1項所定の要件を満たしていないとしてXの遺族補償年金等の支給については不支給を決定した。

地方公務員災害補償法32条1項は、遺族補償年金の受給者要件を、「職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたもの」と定めた上で、ただし書で、妻以外の者については、職員の死亡の当時に一定の要件に該当することという条件を付加していた。夫については、「60歳以上であること」（1号）または「総務省令で定める障害の状態にあること」（4号）が受給要件であった。Xは、Aの死亡時に51歳であった。

〔設問〕

本件遺族補償年金等不支給決定の憲法上の問題点について論じなさい。